

地方法人課税について考える

明治大学大学院法務研究科教授

碓井光明

1 「法人課税」の意味するもの

「納税義務者が法人である税」であるとする→あらゆる税が含まれる。
負担が法人に帰着する税（転嫁を想定するか）→帰着の論証の困難さ
法人所得課税、法人事業に対する税→これが一般的受け止め方か。後述の3においては、この意味に用いる。ただし、事業に対する税の中身は多様となり得る可能性。

このほかにも法人の資産の保有又は移転に対する税も含まれるか。→個人の資産の保有又は移転に対する税と区別して論ずる必要があるか。

このほかにも法人が租税の徴収の役割を担う税もある（形式は特別徴収義務者）

2 地方法人課税に関する留意点

(1) 自治体と法人とのリンクの関係

不動産の場合は明確である。資産の種類によっては不明確（たとえば、預金）
事業の場合も、課税標準の選択によっては明確
所得の場合は、関係が明確に認識できない。

現在の分割基準も、フィクションの基づくもの

(2) 地方法人課税の決定主体（地方法人課税を決めるのは誰か）

中央政府・・・全国一律の制度設計に向いている。
自治体・・・自治体ごとの制度設計に向いている。ただし、法人には投票権がないことに注意

法人自体・・・どの段階でどのように決定に関与するか

租税とはいわれませんが、**BID (Business Improvement District)** の場合は、**BID** の理事会の決めた税率を財産税に上乗せして賦課したうえ、その上乗せ額が **BID** の事業費に充てられる。ただし、**BID** の構成員は、法人に限られるわけではない。

(3) 地方法人課税による税収の使途

一般の目的＝普通税

特定の目的に充てる。

目的税方式と普通税方式・・・国の現行の消費税の扱いに学べば、自治体も普通税でありながら予算を活用する方法があるのか（住民税の超過課税分の処理は？）。

法人に直接関係しない特定目的に充てる。

法人に直接関係する特定目的に充てる。納税する法人の理解を得やすい。

3 地方法人課税の問題点

(1) 税収の偏在

法人課税の仕組み自体において税収の偏在を是正する試み→分割基準。ただし、分割基準による是正には限界？

偏在に鑑みると、法人課税は、なるべく広域の政府の税にすることが望ましい。あるいは、複数レベルの政府が課税するにしても、課税する割合は、広域の政府の割合を高めることが望ましい。

(2) 法人課税は源泉地主義の課税

源泉地課税の弱点

法人の移転→租税競争

負担の転嫁→租税輸出

地方税において法人課税のウエイトが高い場合、とりわけ巨大企業の動向により自治体の財政状況が左右される（「巨象」に翻弄されることもある）。

(3) 法人には投票権がないことの問題

投票権のない法人に過度な負担を求めることは不合理。投票権不存在の問題は、広域政府になれば緩和（国税の場合の方が、何らかのルート（株主の投票権等）で法人の意思を投票に反映できる）。

(4) 法人課税の代替財源

法人課税は、広域政府の課税を優先（国税優先）とする。

所得課税に関しては、狭域の政府であればあるほど居住地課税が望ましい。

個人住民税の税率の引上げ。ただし、税源の偏在をどれだけ軽減するかについては疑問もある。

消費課税に関しては、仕向地課税が望ましい。

地方の消費税（必ずしも地方消費税という意味ではない）のウエイトを高める政策。ただし、地方消費税の場合、その充実にも関わらず、徴収につき国税の組織に依存せざるを得ないことをどうみるか（「ただ乗り論」）。

4 地方法人課税と財政調整

(1) 独立の財政調整と税制に組み込む財政調整

独立の財政調整の場合は、調整主体が問題となる。

垂直的調整と水平的調整

(2) 財政調整制度論

自治体による水平的調整は、自治体数が少ない方がよい。現在の都道府県は多すぎる。道州制となれば可能性がでてくる。

地方交付税、地方共同税、地方共有税

いかなる税を財源とするか。建前の議論と実態との関係。